令和3年度 北九州市産業用ロボット導入支援補助金 公募要領

北九州市産業経済局産業イノベーション推進室

第1 事業の目的

北九州市では、国際的な競争が激化する中、市内企業の経営の安定化と競争力強化を図ることを目的として、北九州市内において自動制御によるマニピュレーション機能や移動機能を持ち、各種の作業をプログラムにより実行できる機械(以下「産業用ロボット」という)を導入することで生産性の向上を図る事業者を支援します。

第2 事業概要

北九州市内において、産業用ロボットを導入することにより生産性の向上を図る中小企業を支援することとし、それに係る経費の一部を補助します。

1 補助対象者

北九州市内に事業所(本社、支店、営業所、工場等)を有する者のうち、次の全てに該当するものとします。

- (1) 中小企業基本法第2条の第1号から第4号に掲げる中小企業者であって、製造業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (2) 専門家の指導を受けるなどし、生産性の向上に関する計画を作成したもの
- (3) 市税を滞納してないもの
- (4) 暴力団員でないもの、また暴力団員と密接な関係を有する者ではないもの
- ※ 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員は含みません。
- ※ 「製造業に属する事業」とは、日本標準産業分類「大分類 E 製造業」に属する、次の各事業のことを言います。

食料品製造業	窯業・土石製品製造業	
飲料・たばこ・飼料製造業	鉄鋼業	
繊維工業	非鉄金属製造業	
木材・木製品製造業(家具を除く)	金属製品製造業	
家具・装備品製造業	はん用機械器具製造業	
パルプ・紙・紙加工品製造業	生産用機械器具製造業	
印刷・同関連業	業務用機械器具製造業	
化学工業	電子部品・デバイス・電子回路製造業	
石油製品・石炭製品製造業	電気機械器具製造業	
プラスチック製品製造業	情報通信機械器具製造業	
ゴム製品製造業	輸送用機械器具製造業	

なめし革・同製品・毛皮製造業

その他の製造業

- ※ 次のいずれかに該当する者は、補助対象者から除きます。
 - ① 申請時に事業を営んでいない者
 - ② 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上が同一の大企業(注)の所有に属している者
 - ③ 発行済株式の総数又は出資価額の3分の2以上が大企業の所有に属している者
 - ④ 役員の総数の2分の1以上が大企業の役員又は職員を兼ねている者
 - (注)大企業とは、資本の額又は出資の総額が3億円以上、かつ常時使用する従業員の数が300人以上の会社のことです。ただし、次のいずれかに該当する者については、大企業として取り扱いません。
 - ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
 - ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合
 - ⑤ 市税を滞納している者
 - ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者
 - (7) 法人の場合にあっては、その役員のうちに暴力団員がいる者
 - ⑧ 暴力団員を自らの業務に従事させ、又は自らの業務の補助者として使用している者
 - ⑨ 自らの事業活動について暴力団又は暴力団員により支配を受けているものと認められる者

2 補助対象事業

北九州市内の事業所において、産業用ロボットを導入又は更新することにより生産性の向上を図る事業を補助対象とします。

(1) 産業用ロボットについて

「産業用ロボット」とは、自動制御によるマニピュレーション機能や移動機能を持ち、各種の作業(溶接、組立、搬送、塗装、検査、研磨、洗浄等)をプログラムにより実行できる機械をいい、産業用ロボットの制御ソフトウェアの導入についても原則として対象とします。

また、直接製造に関連する部分以外の、事業活動全体の活性化に大きく資する経営管理 (生産、在庫、労務及び財務等)の効率化のために導入する産業用ロボットについても対象とします。

- (2)「生産性の向上」の例
 - ①作業人数の削減(20パーセント以上の省人化)
 - ②労働時間の短縮(20パーセント以上の労働時間短縮)
 - ③単位時間毎の生産量の増大(20パーセント以上の生産量の増大)
 - ④生産コストの削減(20パーセント以上のコスト削減) など。

3 補助率

補助対象経費の1/2以内

4 補助上限額

1件当たり、500万円まで(ただし市の予算の範囲内) (千円未満は切り捨て)

5 補助対象経費

補助対象者が行う産業用ロボットの導入に要する経費で、次に掲げるもののうち市長が必要かつ適当と認める経費です(いずれも消費税相当分を除く)。ただし、補助対象者が従業員等に支払う直接人件費は含みません。

経	費区分	内容
		産業用ロボットの購入又は賃借(ただし、賃借の場合は、補助金交付年度 内に支出するものに限る。)、搬入、据付又は調整等、産業用ロボットの導入に要する経費 (例)購入費・賃借料、原材料費(消耗品費、備品購入費)、委託費など
	. に 伴 き	産業用ロボットの導入に伴い必要となった次の経費 ・ 構築物又は既設の機械装置等の移設に要する経費 ・ 活用に必要な技術指導の受入に要する経費 (例)指導者の謝金及び旅費、従業員旅費、委託費など
そ	の他	ここに掲げるものの他、市長が特に必要と認める経費

※ 補助対象経費は、<u>交付決定後の令和3年度内に事業着手し、令和3年度内に取得・支</u> 出する経費を補助の対象とします。

6 事業期間

交付決定日~令和4年2月28日

7 採択方法

補助を希望する者から提出された「補助金申請必要書類一式」に基づき、北九州市が設置する審査委員会(学識経験者等で構成)で審査します。審査結果(採択又は不採択)通知後、採択された者は、補助金の交付に係る必要な手続きを行うことになります。

8 補助事業スケジュール

補助事業年度(令和3年度)		補助事業終了後	
2021年4月	2022 年 2 月	~2022年4月末	3 年間
事業計画→審査会→採択(不採択)決定→交付申請- →事業着手→(必要に応じ)変更申請→(導入完了) →実績報告→交付確定→請求→支払	> 11 10 t/C	補助金支払 (最終)	成果状況報告

※ 補助金の額の確定や支払は、補助事業が終了したものから随時行います。

第3 補助事業者の義務

この補助金の交付決定を受けた場合は、次の条件を守らなければなりません。

- ① 補助事業の内容、経費の配分または執行計画の変更(軽微な変更を除く)をする場合は、事前に市長の承認を受けること。
- ② 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に市長の承認を受けること。
- ③ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに市長に報告してその指示を受けること。
- ④ 補助事業の進捗状況等確認のために市が報告を求めた場合は、遅滞なく市に報告すること。また、必要に応じて市が現地確認を行う場合は、これに協力すること。

- ⑤ 補助事業を完了した場合は、2022年2月末迄に、事業実績を市に報告すること。
- ⑥ 補助事業により取得し、又は効用の増加した機械等の財産については、補助事業終了後も善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図ること。また、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の財産については、取得財産ごとの減価償却期間の耐用年数以前に当該財産を処分する必要があるときは、事前に市長の承認を受け、また、財産処分によって得た収入の一部を市に納付すること。(納付金額) = (残存価値) × (補助率)
- ⑦ 補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後3年間、市の求めに応じて、当該事業状況について、市に報告すること。また、補助事業に関係する調査に協力すること。
- ⑧ 補助事業終了後、市が必要と判断した場合は、補助事業の成果を発表すること。また、 市が補助事業の成果の普及を図るときは、これに協力すること。※を参照。
- ※市では、産業用ロボットを活用した事例を創出し、補助事業の普及を図りたいと考えて おります。ついては、補助事業完了後3年間、市の求めに応じて、当該補助事業の事業 状況を報告していただきます。事業状況の報告の後に産業用ロボットの導入による効果 を公表することを予定しております。公表内容につきましては、各補助事業者と相談の 上決定していきます。

第4 申請手続き等

1 補助事業計画公募期間 令和3年6月14日(月)~令和3年7月21日(水) 17時15分<必着>

2 提出書類

(1) 次の書類を提出してください。

提出書類	部数	備考
事業計画書	2部	正1部、写1部
株主等一覧表	2部	
会社概要及び経歴	2部	既存の会社パンフレットでも可
定款(個人の場合,事業開始時に税務 署に提出する「個人事業の開廃業等届 出書」控の写し)	1 部	
直近2期分の収支決算書(貸借対照 表・損益計算書)、製造原価計算書、株 主資本等変動報告書等	1 部	創業2年未満の場合は、創業期 から直近までの収支決算書
市税に滞納がないことの証明	1 部	市税事務所(東部・西部)にて 市税証明「市税に滞納がないこ との証明」を申請すること。
産業用ロボットの詳細が分かる資料 (パンフレット等)	1 部	
産業用ロボットの金額の根拠となる資料(見積書等)	1 部	

[※]上記の提出書類のほか、必要に応じて追加資料の提出及び説明をしていただくことがあります。

(2) 用紙の大きさ等

提出書類の用紙は、A4縦位置、横書きとしてください。

ただし、決算報告書、定款、パンフレット類等については、既存のものを活用しても 構いません(A4縦位置、横書きでなくても可)。

(3) 提出方法

書類の提出は、持参又は郵送により行ってください。郵送の場合は、封筒の表に「北 九州市産業用ロボット導入支援補助金」と朱書きしてください。

<提出先及び問合先>

北九州市産業経済局産業イノベーション推進室

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号7階

TEL 093-582-2905 FAX 093-582-1202

[※]一度提出された書類の返却はしませんのでご了承ください。

3 審査方法

北九州市が設置する審査委員会において、提出書類及び申請者によるプレゼンテーション(必要な場合にのみ実施)に基づいて審査、評価採点を行い、その結果を基に予算の範囲内で採択事業を決定します。

なお、申請件数が多数の場合は、提出書類により事前選考を行った上で、審査を行うことがあります。

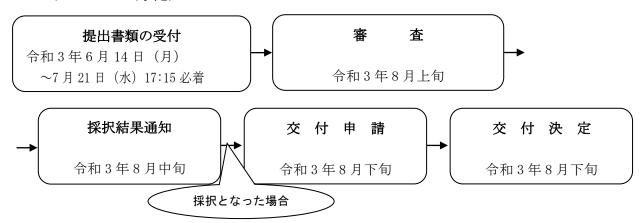
【審査基準】

- ・ 採択基準(事業期間内での産業用ロボットの導入可能性、財務の健全性等)
- ・ 事業性評価基準 (産業用ロボットの導入の妥当性、生産性向上への取組みや実施体制、雇用の維持等)

4 採択結果

採択結果は、採択(不採択)通知を申請者に郵送します。また、採択となった場合は、 北九州市のホームページにて公表します。

5 スケジュール (予定)



◎補助金の交付は、本市における当該補助事業の予算の範囲内で行います。審査内容により採択額が減額されることがあります。

6 補助金の支払

補助金の支払は、補助事業終了後、実績報告書の内容を確認した上で行います。したがって、補助事業実施期間中、補助金相当分の資金を確保する必要があります。

7 補助金重複受領の禁止

実質的に同一内容の事業(相当程度重なる場合を含む。)について、この補助金と北九州市における他の制度の補助金等を重複して受けることはできません。

重複受領の事実が判明した場合は、不採択の決定又は採択の取消を行うことがあります。